

議案第55号説明資料

令和3年8月30日

デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	
大磯町個人情報保護条例（第1条関係）	2
大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（第2条関係）	3
大磯町手数料条例（第3条関係）	4
参 考	5～7

政 策 課

# デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

## 1 改正概要

令和3年5月19日に公布された「デジタル庁設置法」（令和3年法律第36号）及び「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、関係条例の規定の改正を行うものです。

## 2 改正内容

### (1) 大磯町個人情報保護条例

番号利用法第21条の改正により情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更されることに伴う「所管大臣」を「総務大臣」から「内閣総理大臣」とする改正及び同法第19条第4号の追加による「号」の繰下げに伴う「引用条項」の整理を行います。

【改正箇所】 第24条第5項

### (2) 大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

番号利用法第19条第4号の追加による「号」の繰下げに伴う「引用条項」の整理を行います。

【改正箇所】 第1条、第5条第1項

### (3) 大磯町手数料条例

個人番号カードの発行に係る事務について、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が手数料を徴収することができることとされ、番号利用法第18条の2の追加により、その徴収事務を機構から町長に委託することができることとされたことに伴う個人番号カードの再交付手数料に関する規定を削除します。

【改正箇所】 別表第1

### (4) 施行日

令和3年9月1日から施行します。

大磯町個人情報保護条例 新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>第1条～第23条 省略                      （訂正の請求に対する決定等）</p> <p>第24条 省略                      2～4 省略</p> <p>5 実施機関は、第2項の規定により個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その内容を書面により通知するものとする。</p> <p>第25条～第34条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、令和3年9月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第23条 省略                      （訂正の請求に対する決定等）</p> <p>第24条 省略                      2～4 省略</p> <p>5 実施機関は、第2項の規定により個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その内容を書面により通知するものとする。</p> <p>第25条～第34条 省略</p>

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 省略 (特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第11号</u>に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会執行機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 省略 第6条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和3年9月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1～別表第3 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 省略 (特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第10号</u>に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会執行機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 省略 第6条 省略</p> <p>別表第1～別表第3 省略</p>

大磯町手数料条例 新旧対照表（第3条関係）

改正案		現行	
第1条～第7条 省略		第1条～第7条 省略	
<p><u>附 則</u> この条例は、令和3年9月1日から施行する。</p>			
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
省略		省略	
		<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付</u>	1枚につき 800円
省略		省略	
別表第2 省略		別表第2 省略	

## <参 考>

### 1 デジタル庁設置法

デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを目的とするデジタル庁を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定めた。

### 2 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係する法律の改正を行った。

### 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正後	改正前
(個人番号カードの利用) 第18条 省略 <u>(個人番号カードの発行に関する手数料)</u> 第18条の2 機構は、第16条の2第1項の規定による個人番号カードの発行に係る事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。 2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、 <u>総務大臣の認可を受けなければならない。</u> 3 機構は、 <u>第1項の手数料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができる。</u> (特定個人情報の提供の制限) 第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。 (1)～(3) (4) <u>一の使用者等(使用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいう。以下この号</u>	(個人番号カードの利用) 第18条 省略 <u>(新規追加)</u>           (特定個人情報の提供の制限) 第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。 (1)～(3) <u>(新規追加)</u>

において同じ。）における従業者等（従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員をいう。以下この号において同じ。）であった者が他の使用者等における従業者等になった場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に対し、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(情報提供ネットワークシステム)

第21条 内閣総理大臣は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

2 省略

(情報提供等の記録についての特例)

第31条 行政機関が保有し、又は保有しようとする第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第8条第2項から第4項まで、第9条、第21条、第22条、第25条、第33条、第34条及び第4章第

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(情報提供ネットワークシステム)

第21条 総務大臣は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

2 省略

(情報提供等の記録についての特例)

第31条 行政機関が保有し、又は保有しようとする第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第8条第2項から第4項まで、第9条、第21条、第22条、第25条、第33条、第34条及び第4章第

3節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第35条	当該保有個人情報 の提供先	<u>内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第8号</u> に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該行政機関の長以外のものに限る。）

3節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第35条	当該保有個人情報 の提供先	<u>総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第7号</u> に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該行政機関の長以外のものに限る。）